

歯科技工士法施行細則及び広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十三号

歯科技工士法施行細則及び広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第一条 歯科技工士法施行細則(昭和五十七年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

第五条第一項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験委員」を「歯科技工士国家試験委員」に改める。

別記様式第一号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

別記様式第二号中「歯科技工士試験合格証明書交付申請書」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付申請書」に、「広島県知事 殿」を「広島県知事 様」に改める。

別記様式第三号から別記様式第六号までの様式中「広島県知事 殿」を「広島県知事 様」に改める。

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改め、同項第三十三号中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。